

地区薬剤師会 御中

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り日本薬剤師会から、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル200mg）の投与に関する疑義解釈が示されました（その87・その88）。年末ご多忙の折り恐縮ですが、地区会員薬局へのご周知をお願いいたします。

写

日 薬 業 発 第 364 号  
令 和 3 年 12 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

疑義解釈資料の送付について（その87、その88）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬が特例承認されたことに伴う同薬の取り扱いにつきましては、令和3年12月24日付け日薬業発第361号にてお知らせしたところですが、今般、別添（1および2）のとおり疑義解釈が示されました。

このうち別添1は、医科診療報酬点数表について示されているものですが、保険薬局においてもこれに準じて対応することとなります。

調剤については、別添2のとおり、ラゲブリオカプセル 200mg（成分名：モルヌピラビル）（以下「本剤」という。）の投与は評価療養に該当することが示されています。

具体的には、通常、保険薬局で評価療養に係る医薬品を取り扱う場合には地域支援体制加算に係る届出が必要ですが、本剤については、本剤の対応薬局として都道府県のリストに掲載されている薬局であれば、届出は求められていません。

また、レセプト請求にあたっては、薬剤料を除き調剤報酬を請求することになりますが、「摘要」欄に「薬評」と記載した上で、当該医薬品の名称を記載することとなります。

取り急ぎお知らせいたしますので、宜しくお取り計らいますようお願い申し上げます。

別添 ※いずれも厚生労働省保険局医療課より事務連絡

1. 疑義解釈資料の送付について（その87）（令和3年12月24日付け）
2. 疑義解釈資料の送付について（その88）（令和3年12月27日付け）

# 別添 1

事務連絡  
令和3年12月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その87）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡  
令和3年12月24日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その87）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

（別添）

医科診療報酬点数表関係

問1 公的な管理の下で各医療機関に無償で提供されたラゲブリオカプセル 200 mg（成分名：モルヌピラビル）は、保険診療との併用が可能か。

（答）当該医薬品の投与に係る薬剤料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収しない場合については、当該医薬品が既に薬事承認（特例承認）を受けていることから、時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする。

## 別添 2

事務連絡  
令和3年12月27日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その88）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡  
令和3年12月27日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その88）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

（別添）

調剤報酬点数表関係

問1 ラゲブリオカプセル 200 mg（成分名：モルヌピラビル）（以下「本剤」という。）については、「疑義解釈資料の送付について（その87）」（令和3年12月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、「時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする」とこととされたが、評価療養として本剤の投与を行う薬局について、どのように考えればよいか。

（答）「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」（令和3年11月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に定める対応薬局として、各都道府県において取りまとめられたリストに掲載されている薬局において行われる本剤の投与については、評価療養に該当する。

# 参考

保医発 0305 第 5 号  
令和 2 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公 印 省 略）

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医  
薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

## 一部抜粋

第 3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第 2、第 2 の 2 及び第 3 並びに医薬品等告示関係）

5 医薬品医療機器等法に基づく承認を受けた医薬品の投与に関する事項

(2) 保険外併用療養費の支給額には、薬剤料そのものの費用は含まれないものであること。

(3) 病院又は診療所にあつては、以下の要件を満たすものであること。

ア 当該病院又は診療所に常勤の薬剤師が、2 名以上配置されていること。

イ 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し、常勤の薬剤師が 1 人以上配置されていること。

ウ 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。

(4) 薬局にあつては、算定告示別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）

第 1 節に規定する調剤基本料の注 5 の規定に基づく届出を行った薬局であつて、(3) の要件を満たす病院又は診療所の医師又は歯科医師から交付された処方箋に基づき医薬品を投与するものであること。